

令和8年8月1日から、介護施設の費用が一部変わります

食費・居住費の負担額に関する大切なお知らせ



大きく変わる3つのポイント



一部の方の
「食費」が
上がります



一部の方を除き
「居住費」が
上がります



負担額を決める
「判定基準」が変わります

変更の対象となるのは？



介護保険施設



ショートステイ

**介護保険施設やショートステイを利用し、
「補足給付（負担軽減）」を受けている方が対象です。**

※対象外の方のご負担額は、これまで通り施設とのご契約内容により決められます。

変更点①：食費の引き上げ

「第3段階（①・②）」に
該当する方の食費が、

1日あたり

30円～60円

上がります。



※食費の「基準費用額（標準的な費用の額）」についても、1日あたり100円引き上がります。

変更点②：居住費の引き上げ



一部の方を除き、
お部屋代（居住費）が
100円 上がります。

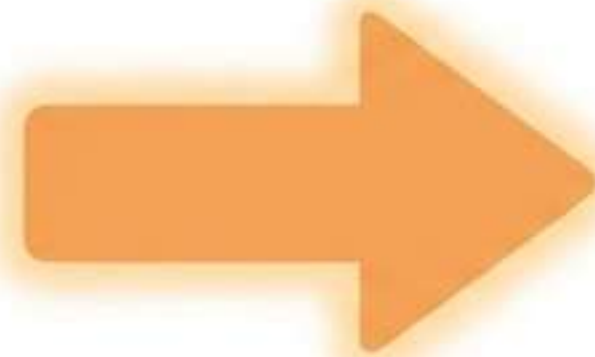
※第1段階の方など、ご負担額が据え置きとなる場合もあります。

変更点③：判定基準の見直し

負担段階（第2段階と第3段階①）を分ける所得の基準額が変わります。

（これまで）

80.9万円



（これから）

82.65万円



※年金収入金額等と合計所得金額を合わせた基準額です。

なぜ基準が変わるの？



令和7年度の年金額の改定などを踏まえ、負担のバランスを公平に保つために、基準が新しく見直されるためです。

詳しくは施設へご確認ください



実際の負担額は、ご利用中の施設の種類やお部屋、ご自身の所得段階によって一人ひとり異なります。

ご自身が引き上げの対象になるかどうか、
まずは「現在ご利用中の施設」へお気軽にお問い合わせください。